

令和 7 年 度
年末年始の交通安全県民運動実施要綱



自転車ヘルメット着用すだちくん

徳島県交通安全対策協議会

1 目 的

年末年始は、交通量の増加等に伴い悲惨な交通事故の発生が懸念されることから、今一度、徳島県交通安全メインタイトルである「阿波の道 ゆずる心と 待つゆとり」の精神に立ち帰り、ゆとり運転等により「安全・安心に暮らせる徳島」を実感できる交通社会の構築を目指して、広く県民の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を徹底することで、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期 間

令和7年12月10日（水）から令和8年1月10日（土）まで

3 運動の進め方

県、市町村、警察、関係機関・団体は、相互に連携協力して、それぞれの実情に即した交通安全活動を推進するとともに、広報活動を積極的に展開し、広く県民の交通安全意識の高揚を図ることにより、本運動への参加意識を高め、県民が一体となって運動を展開する。

4 運動の重点

年末年始は、日照時間が短く、一般国道から生活道路に至るまで人流や交通量が活発になるため、薄暮時間帯から夜間にかけて、交通事故の発生増加が懸念されるとともに、飲酒運転やあおり運転等危険な運転による悲惨な重大事故の発生も危惧される。

これらに加えて、本年中の交通死亡事故の特徴が「交通事故死者に占める高齢者の割合が高いこと」や来年4月に改正される「自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入」等を見据えて、次の重点を定める。

- (1) 安全・安心が体感できるゆとり運転の励行
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (4) 高齢者の交通事故防止
- (5) 自転車の安全利用確保とヘルメット着用の促進

5 運動重点に関する推進項目

以下のとおり、各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭の安全指導や保護誘導活動を実施する。

- (1) 安全・安心が体感できるゆとり運転の励行

ア 速度規制のない生活道路において、高齢者や児童・生徒等の歩行者、自転車等が交通事故の被害に遭わないことはもちろん、平素から安全・安心を体感できるような速度と方法等ゆとり意識を持った運転の励行

イ 信号交差点では特に黄色や赤色の灯火を遵守し、その他見通しの悪い交差点では確実に徐行する等、交差点の状況に応じられるゆとりある運転の励行

- ウ 速度規制を遵守し、他の車両や人と十分な距離を取る等、妨害運転と取られないための安全な運転行動を推進
- エ 交通事故のみならず交通トラブルを抑止するため、「ゆずる心と待つゆとり」を持った運転の励行と広報啓発の促進
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ア 夕暮れ時における自動車・自転車の早めのライト点灯の励行
 - イ 夜間の対向車や先行車がいけない状況におけるハイビームの活用の励行
 - ウ 反射材用品等の視認効果や歩行者及び自転車等の使用方法の周知と積極的な着用の推進
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
 - ア 地域や職場等における「二日酔い運転も含め、飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立や飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
 - イ 安全運転管理者のドライバーに対する運転前後のアルコールチェックの徹底
 - ウ 妨害運転の悪質性・危険性についての周知と絶対に許さない環境作りの促進
 - エ 自動車・自転車のスマホ等ながら運転に加え、歩行中のながらスマホ等の絶無
- (4) 高齢者の交通事故防止
 - ア 高齢者の加齢等に伴う身体機能の変化が、自動車・自転車の運転や歩行等に及ぼす影響等を踏まえた安全教育と広報啓発
 - イ 高齢運転者に対して、悪天候や暗い時間帯、また体調が悪い時等は運転を控えるなど、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるような心身及び環境を整備
 - ウ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された安全運転サポートカーの普及啓発
 - エ 安全運転相談窓口の周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び返納者に対する各種支援施策についての広報推進
- (5) 自転車の安全利用確保とヘルメット着用の促進
 - ア 自転車の交通法令遵守と交通マナー実践等安全利用の徹底
 - イ 自転車の飲酒運転、ながら運転の厳罰化の周知と啓発
 - ウ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - エ 幼児二人同乗用自転車における幼児の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
 - オ 自転車利用者の安全を確保するため定期的な点検整備の促進
 - カ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

6 その他推進事項

- (1) 重大な交通事故防止に向けた啓発活動
 - ア 通学路等における子供の見守り活動等の推進
 - イ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの適正使用の周知徹底
- (2) 高速道路利用時の交通事故防止

- ア 長距離運転前における適切な運行計画の策定
- イ 体調管理と車両の整備点検、緊急停止時に備えた三角停止表示板等の整備
- ウ 高速道路における緊急時の3原則の周知徹底
 - ①路上に立たない ②車両に残らない ③安全な場所に避難する

7 関係機関・団体の実施事項

別紙のとおり

7 関係機関・団体の実施事項

実施主体	実施事項
県 市町村	(1) 運動重点に関する重点項目 ア 県 ・ 関係機関・団体への県民運動の趣旨の周知と協力依頼 ・ 各種媒体及び広報車等を活用した広報、啓発活動 イ 市町村 ・ 町内組織や有線放送、広報車等を活用した広報、啓発活動 ・ 交通安全教室等の実施 (2) その他推進事項 ア 県 ・ 関係機関・団体への県民運動の趣旨の周知と協力依頼 ・ 各種媒体及び広報車等を活用した広報、啓発活動 イ 市町村 ・ 町内組織や有線放送、広報車等を活用した広報、啓発活動 ・ 交通安全教室等の実施
県警察	(1) 運動重点に関する重点事項 ・ 街頭活動、交通指導取締り強化 ・ 交通安全教室等の実施 (2) その他推進事項 ・ 街頭活動、交通指導取締り強化 ・ 交通安全教室等の実施
交通安全協会	(1) 運動重点に関する重点項目 ・ 運転免許更新者等に対する広報、啓発活動の推進 ・ 各地域における街頭キャンペーン等広報、啓発活動の推進 (2) その他推進事項 ・ 運転免許更新者等に対する広報、啓発活動の推進 ・ 各地域における街頭キャンペーン等広報、啓発活動の推進
安全運転管理協会	(1) 運動重点に関する重点事項 ・ 事業所における安全運転管理の徹底 ・ 事業所に対する広報、啓発活動の推進 (2) その他推進事項 ・ 事業所に対する周知徹底、啓発活動の推進 ・ 事業所に対する広報、啓発活動の推進
地域交通安全活動 推進委員	(1) 運動重点に関する重点事項 ・ 各地域における広報啓発活動の推進 ・ 交通安全教室の実施 (2) その他推進事項 ・ 各地域における広報啓発活動の推進 ・ 交通安全教室の実施
交通安全母の会	(1) 運動重点に関する重点項目 ・ 各会員、各学校等への周知（家庭への浸透） ・ 交通安全教室の実施 (2) その他推進事項 ・ 各会員、各学校等への周知（家庭への浸透） ・ 交通安全教室の実施

社会福祉協議会等 福祉関係関係	(1) 運動重点に関する重点項目 ・ 高齢者への交通安全指導の推進 ・ 高齢者の特徴等の周知徹底 (2) その他推進事項 ・ 高齢者への交通安全指導の推進 ・ 高齢者の特徴等の周知徹底
その他参加機関 ・ 団体	(1) 運動重点に関する重点項目 ・ 各組織内の周知徹底 ・ 広報、啓発活動の推進 (2) その他推進事項 ・ 各組織内の周知徹底 ・ 広報、啓発活動の推進
共通事項	・ 関係機関、団体と連携した街頭キャンペーンの実施